

「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会
(第3回)

日時：平成20年7月7日(月) 15:00~

場所：STV北2条ビル 6階3号会議室(中央区北2条西2丁目)

次 第

開会

- 1 「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会
(第2回)意見概要の確認と意見交換
- 2 犯罪のない安全で安心なまちづくりシンポジウム2008の開催について

連絡事項

閉会

「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会(第2回)

意見概要一覧

市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること

～それぞれに何ができる、力を合わせて何ができる?～

< 情報提供などで、個人や家庭から防犯への関心を高める >

- ・ 地域防犯に対する個人の意識が低い。
- ・ 地域との関わりを拒む意識がある(プライバシー重視?)。
- ・ その一方で、(振り込めサギ等)家の中でおきる犯罪への関心は高い。
- ・ 家の中でおきる犯罪も条例の対象にし、個人の意識を高める。
- ・ 地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらう」ことが大切。
- ・ 日頃から「誰にSOSすれば良いか」を知ってもらう。

< 安全な繁華街になるようお店の協力も >

- ・ 繁華街での犯罪が多い。
- ・ お店も防犯活動に協力することが大切。

< 子どもや若者との連携で意識づくりを >

- ・ 地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・ 毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・ 北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。
- ・ 小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

< 地域による意識や取組の差を埋める >

- ・ 地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世帯が多い等)。
- ・ 学校での安全安心マップづくりを通して危険なところを子どもに教えている。
- ・ 地域によって学校の対応が異なる。

< 地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要 >

- ・ 連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少
- ・ 活動にPTAの協力が得られないのが悩み。
- ・ PTAも地域によって温度差がある。
- ・ 気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。
- ・ 熱心に声かけをすれば1/3は参加してもらえる。

< 区の境を超えた地域間連携を >

- ・ 不審者メールなど、区域を越えて配信されるべき地域に必要な情報もある。
- ・ 区が違えば情報が流れない。
- ・ 区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。

< 住宅地の防犯が今後の課題 >

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。
- ・ 花植え等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組。

大切な「心がまえ」

～安全で安心なまちづくりを進める上でどのような心がまえが必要?～

< 日常の「気遣い合い」を基本に >

- ・ 「あいさつ、見守り、助け合い」を基本に日常の「地域の絆」づくりを進めていくべき。
- ・ プライバシーへも配慮しつつ、隣近所のことを気遣うことが大切。

< 自主自立の意識 >

- ・ 「自分たちの子どもは自分たちで守ろう」という意識を持つことが大切。
- ・ 防犯に限らず、住民が地域に任せきりになっている現状は問題。

< 条例により地域活動の大切さを理解してもらう >

- ・ 高齢単身の方の見守りは難しい。
- ・ 福祉マップづくりでも同様にプライバシーの問題が伴う。
- ・ さまざまな考えや価値観の人に対する配慮が必要。
- ・ 条例の施行によって地域の理解も得やすくなるのではないか。

< 防犯活動は地域のつながりづくり >

- ・ 防犯パトロールは地域のつながりが生まれる効果がある。

札幌市に求められる取組

～具体的な取組がより効果的に行われるためには、何が必要?～

< 地域防犯活動の継続のための支援を >

- ・ 活動の立ち上げより継続していくことが大変。

< 地域防犯活動の顕彰が活動への励みにつながる >

- ・ ボランティア活動を地域で認めてもらう。
- ・ 市による地域防犯活動の顕彰は有効。

< 環境(ハード)の安全の向上を >

- ・ 犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちの汚れ等)」がある。
- ・ 防犯の視点によって公共空間の安全性を高めていくことが大切。

< 都心、中心市街地では公共空間に市民が係る仕掛けを >

- ・ 公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。
- ・ 公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

< 住宅地の防犯が今後の課題(再掲) >

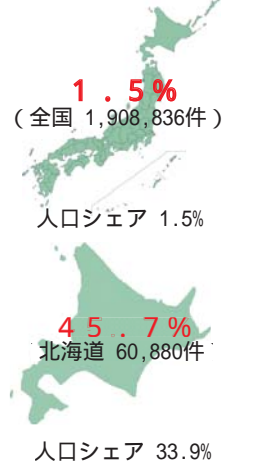
- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。

犯罪被害者等とは？・・・犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者、その家族・遺族

犯罪被害者等の置かれている現状

刑法犯の認知件数 2007年（H19） **27,840件**
 -凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦） 155件
 -粗暴犯（凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝） 946件

【札幌市の刑法犯認知件数のシェア】



2007年（H19）12月

【人口10万人当たりの刑法犯認知件数】

札幌市（17政令市平均・札幌市の順位）

総数	1,469.6件	(1,945.8件・11番目)
凶悪犯	8.2件	(10.2件・9番目)
粗暴犯	49.9件	(81.5件・13番目)
窃盗犯	1,079.7件	(1,484.2件・10番目)
知能犯	40.9件	(71.0件・14番目)
風俗犯	9.4件	(12.2件・10番目)
その他	281.6件	(313.6件・9番目)

2007年（H19）
 罪種別件数は浜松市を除く

国・民間団体による既存の支援

1953年（S28）	刑事訴訟法の改正 権利保釈の除外事由の追加 (被害者等への危害の恐れがある場合)	主眼 治安対策・運輸施策が
1955年（S30） 1958年（S33）	自動車損害補償法の制定 刑法に証人威迫罪を新設 刑事訴訟法の改正 被告人の退席・退廷規定の新設 (証人が被告人に圧迫された場合)	
1980年（S55） 1981年（S56） 1985年（S60）	犯罪被害者等給付金支給法（犯給法）の制定 財団法人犯罪被害者支援基金の設立 国連総会で「犯罪及び権利濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択	犯罪被害者等支援のための法制度等の拡充
1996年（H8） 1998年（H10） 1999年（H11）	警察庁が犯罪被害者対策要綱を策定、被害者対策室を設置 全国被害者支援ネットワークが発足 児童買春防止法の制定 法務省が被害者等通知制度実施要領を策定 政府に犯罪被害者対策関係省庁連絡会議を設置 犯罪被害者保護二法（刑事法等改正法・犯罪被害者保護法）を制定 犯罪被害者等の刑事手続への関与 改正少年法・ストーカー規制法 児童虐待防止法の改正	
2000年（H12） 2001年（H13）	犯罪被害者保護二法（刑事法等改正法・犯罪被害者保護法）を制定 犯罪被害者等の刑事手続への関与 改正少年法・ストーカー規制法 児童虐待防止法の改正 犯給法改正 支給対象・金額の拡充、早期援助団体の指定 配偶者暴力防止法の制定	

社会背景

1974年（S49）
三菱重工ビル爆破事件
1995年（H7）
地下鉄サリン事件

世論の高まり
 犯罪被害者等支援に対する

犯罪被害者等が抱える問題

刑事手続への不満

- ・刑事手続にもっと関与したい
- ・加害者の情報を知りたい
- ・捜査や公判の結果、加害者の処遇が納得できない
- ・刑事手続に参加する負担が重い

困難な損害回復

- ・身体への被害、障がい
- ・PTSD（ ）など精神的な被害
- ・働き手の喪失、被害回復のための休業等による経済的な困窮
- ・実効性の乏しい加害者からの補償

心的外傷後ストレス障害

日常生活の不安

- ・生活費に困ってる
- ・自宅が事件現場になったので、他の住居に移りたい
- ・雇用主の理解をが得られず、働き続けられない

再被害の心配

- ・加害者が逮捕されず不安
- ・加害者が出所した後、報復されないか心配

二次被害の苦痛

- ・関係機関の対応に傷付いた
- ・メディア等を通してプライバシーを侵害された
- ・犯罪被害者等の心情を周囲の人が理解してくれない

犯罪被害者等の権利利益・支援拡充の訴え

犯罪被害者等基本法

（2005年（H17）4月施行）

犯罪被害者等の権利保護の確立

国：犯罪被害者等基本計画 計画期間：2005-2010年度（H17-22）

4つの基本方針

- 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- 個々の事情に応じて適切に行われること
- 途切れることなく行われること
- 国民の総意を形成しながら展開されること

1. 損害回復・経済的支援等への取組み（基本法第12・13・16・17条関係）	42施策
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組み（基本法第14・15・19条関係）	69施策
3. 刑事手続への関与と拡充への取組み（基本法第18条関係）	43施策
4. 支援等のための体制整備への取組み（基本法第11・21・22条関係）	75施策
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み（基本法第20条関係）	29施策
推進体制に関するもの（19項目）	
合計258施策	

<新設・拡充された主な支援制度>

- 被害者参加制度
被害者が、被告人に対し質問を行うなど、刑事裁判に直接参加する制度（H20末施行）
- 損害賠償命令制度
被害者から被告人に対する損害賠償請求の申立があったとき、刑事事件について有罪の言い渡しをした後、当該損害賠償請求の審理・決定ができる（H20末施行）
- 犯罪被害者給付制度の拡充
遺族給付金・障害給付金を自賠責なりに引き上げ（H20.7施行）

道：北海道犯罪被害者等支援基本計画 計画期間：2006-2010年度（H18-22）

<新設・拡充された主な支援制度>

- 「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の開設（H19.8）

基本理念

- ・個人の尊厳尊重と尊厳にふさわしい処遇を受ける権利
- ・状況に応じた適切な施策
- ・長期的・多面的な支援

国・地方公共団体の責務

- 相談および情報の提供
- 損害賠償の請求についての援助等
- 給付金の支給に係る制度の充実等
- 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供
- 安全の確保
- 居住の安定
- 雇用の安定
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- 国民の理解の増進
- 調査研究の推進等
- 民間の団体に対する援助
- 意見の反映、透明性の確保

【基本的施策】

国・道・市が取組む施策 主に国・道が取組む施策
 主に国・道が取組むが、市にも関係がある施策

国民の責務

- ・犯罪被害者等の名誉・生活の平穏を害さない配慮
- ・国・地方公共団体の施策に協力

具体化

具体化

犯罪被害者等のためにできること

- 犯罪被害者等の置かれた状況や心情をよく理解すること
- 犯罪被害者等の窮状を多くの人に伝えること
- 犯罪被害者等の相談を受け、悩みを聞き、困り事を解決するためのアドバイスをすること
- 犯罪被害者等が必要とする情報を提供すること
- 犯罪被害者等の損害の回復を進め、苦痛を和らげるための手助けをすること
- 関係機関・市民が協力し、途切れなくきめ細かな支援を行うこと
- 犯罪被害者等を支援する民間団体の活動を支えること



札幌市
05-F01-08-434
20-5-116

犯罪のない安全で安心な まちづくり シンポジウム

札幌市では「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の制定に向けて取り組んでいます。



日時／平成20年8月27日(水)
開演10:00(開場9:30)／定員300名(入場無料)

第1部 基調講演 10:00~11:00



テーマ:「安全で安心なまちづくり」
～子ども・住まい・地域を守る～

講師: 明治大学理工学部 山本俊哉准教授
(社)日本建築学会まちづくり支援建築会議会員

趣旨: 子ども、住まい、地域の3つの安全をテーマに、地域社会が本来有する犯罪防止機能の向上や防犯環境設計など、ソフトとハード両面の対策による犯罪予防の重要性について、お話しいただきます。

NHKテレビ番組
「難問解決!
“ご近所の底力”」
に出演の防犯専門家



第2部 パネルディスカッション 11:00~12:00

テーマ:「みんなで守るみんなの暮らし」

●コーディネーター

小泉 笑美子 フリーアナウンサー/ミュージック・クリエーション代表

●パネリスト

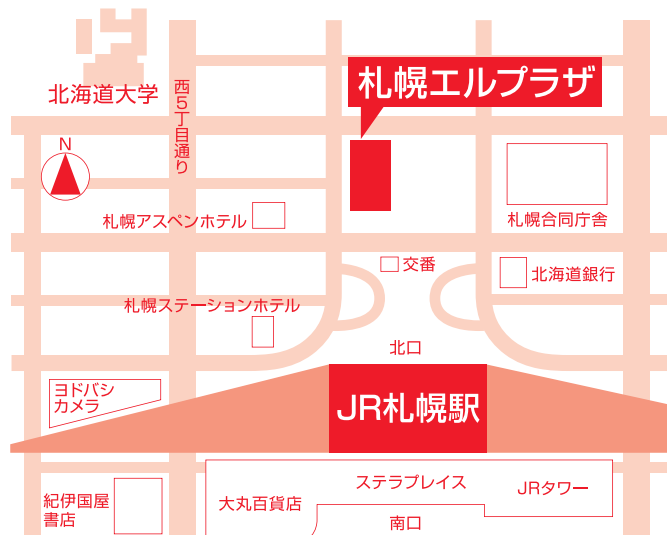
伊藤 勝博 氏【北海道警察本部 生活安全部 生活安全企画課長】

木村 範子 氏【札幌市立北野小学校 校長】

千葉 卓 氏【北海学園大学 法学部 教授】

武蔵 弘志 氏【札幌市西区 おやじ³の会 会長】

山本 俊哉 氏【基調講演者】



●実施会場

札幌エルプラザ 3Fホール

(札幌市男女共同参画センター)

札幌市北区北8条西3丁目

※ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。お車での来場は近隣駐車場をご利用ください。

●主催/札幌市

●後援/北海道警察・札幌地区防犯協会連合会

●事務局/札幌市 市民まちづくり局 地域振興部 区政課

●ホームページ/ www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/

シンポジウムの参加申込みは裏面をご覧ください

●お問合せ先

札幌市コールセンター(☎ 011-222-4894)

ツージョ シヤクショ

出演者プロフィール

第 1 部 基調講演「安全で安心なまちづくり」～子ども・住まい・地域を守る～ 10:00～11:00

明治大学理工学部 山本 俊哉(やまもと としや)准教授

(社)日本建築学会まちづくり支援建築会議会員

1959年(昭和34年)2月千葉市幕張生まれ。千葉大学工学系研究科修士課程(建築学専攻)修了。博士(学術)。専門は、都市計画・防災・防犯。

(株)マヌ都市建築研究所取締役主席研究員を経て、平成17年4月より明治大学理工学部建築学科准教授。元・東京大学工学部都市工学科非常勤講師、及び、首都大学東京大学院非常勤講師。

長らくコンサルタントとして防犯環境設計に取り組み、NHKテレビ番組「難問解決! “ご近所の底力”」にも防犯の専門アドバイザーとして出演し注目を浴びる。

第 2 部 パネルディスカッション 11:00～12:00

「みんなで守るみんなの暮らし」

■パネリスト

伊藤 勝博 氏

【北海道警察本部 生活安全部 生活安全企画課長】

釧路方面本別警察署長、道警察本部警務部管理官を経て、H20年から現職。

木村 範子 氏

【札幌市立北野小学校 校長】

同校の教頭を経て、H20年から現職。同校は、H18年にスクールガード事業モデル校の指定をうけ、地域とともに児童の安全を守る取り組みを進めている。

千葉 卓 氏

【北海学園大学 法学部 教授】

現在、「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会座長を務める。専攻は憲法及び教育法。

武蔵 弘志 氏

【札幌市西区 おやし³の会 会長】

同会は、H15年に平和小・福井野小・福井野中の児童生徒の父親を主として結成。自主パトロールを中心に地域の子どもの安全を守っている。

山本 俊哉 氏

【基調講演者】

■コーディネーター



フリーアナウンサー

小泉 笑美子

ミュージック・クリエーション代表。Muse Voice School “声の学校” 校長。北海道出身。

「ミュージック・クリエーション」の代表として、若手MCの育成と新人の発掘に積極的に取り組む一方、数々の式典、セミナー、イベントの司会として活躍中。

犯罪のない安全で安心なまちづくりシンポジウム

参加申込みは●受付期間／7月1日(火)～8月10日(日)まで

①氏名②住所③参加希望者数④電話番号⑤所属団体名をご記入の上、FAXかEメール、または電話にてコールセンターへお申し込みください。

※FAX申込みの場合は下記の必要事項をご記入の上、そのままFAXしてください。※申込み多数の場合は抽選となります。代表の方に人数分の入場整理券を郵送します。

(フリガナ)
① 申込者氏名 (代表者) フリガナ 様

② ご住所 〒 □□□-□□□□

フリガナ

③ 参加希望者数 名

④ 電話番号 () - ()

(フリガナ)
⑤ 所属団体名 ※防犯に関する活動を行う団体やグループ等に所属している場合
フリガナ

お申込みは 札幌市コールセンターへ

FAX:011-221-4894

電話:011-222-4894

Eメール:info4894@city.sapporo.jp